

## 第 2 章 焼却施設整備基本計画

### 第 1 節 施設規模の設定

#### 1 施設稼働年度

施設稼働年度は、「一般廃棄物処理施設整備基本構想（令和 5 年 2 月策定）」に基づき、令和 19 年度とします。

#### 2 計画目標年度

計画目標年度は焼却施設の施設規模を算定する年度として設定します。

施設規模を算定する年度は、焼却対象ごみが人口減少、並びにごみの減量化により減少することから、焼却施設の稼働期間中、焼却対象ごみ量が最も多い施設稼働の当初年度である令和 19 年度とします。

計画目標年度：令和 19 年度

#### 3 処理対象物及び計画処理量

##### (1) 処理対象物

焼却施設における処理対象物は表 2-1-1 のとおりとします。

表 2-1-1 焼却処理対象物

項目	内容
燃やせるごみ	生ごみ、植物類(草木類)、紙くず、革製品、ビニール・プラスチックごみ、まくら、スニーカー、スリッパ、ゴムホースなど
可燃残渣	リサイクル施設において、燃やせないごみ及び粗大ごみを破碎・選別処理した後の可燃残渣
可燃性粗大ごみ	リサイクル施設の受入時に選別された可燃性粗大ごみ

## (2) 計画処理量

処理対象物の計画処理量は、計画目標年度である令和19年度の処理量とします。表2-1-2に計画処理量を示します。

表 2-1-2 計画処理量

処理対象物	計画処理量
燃やせるごみ	59,282 t/年
可燃残渣、可燃性粗大ごみ	3,267 t/年*
計画処理量	62,549 t/年

※可燃残渣、可燃性粗大ごみの計画処理量は、八戸リサイクルプラザの破碎処理に伴う可燃残渣の発生割合の実績から想定

八戸リサイクルプラザの破碎処理に伴う可燃残渣発生割合 : 59.6% (令和6年度実績)

令和19年度の燃やせるごみ・粗大ごみの計画処理量 : 5,482 t/年

可燃残渣・可燃性粗大ごみ量 = 5,482 t/年 × 59.6% = 3,267 t/年

## 4 施設規模

### (1) 施設規模の算定方法

焼却施設の施設規模は、国の財政支援である「循環型社会形成推進交付金」を活用するため、環境省通知「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について」(環循適発第24032920号 令和6年3月29日)において定められた以下の算定方法により算出します。

$$\text{施設規模 (t/日)} = \text{計画年間日平均処理量 (t/日)} \div \text{実稼働率}$$

ここで、

計画年間日平均処理量 : 家庭系ごみと事業系ごみの総ごみ年間量 ÷ 365 日

実稼働率 : (365 日 - 年間停止日数) ÷ 365 日

年間停止日数は 75 日とする。

75 日の考え方 計画停止 61 日 (整備補修・補修点検・全停止期間)

+ピット調整 10 日 + 予定外停止 4 日

## (2) 施設規模の算定

施設規模の算定方法から算定される施設規模は 216 t / 日になります。

$$\text{施設規模} = 171.4 \text{ t / 日} \div 290 \text{ 日} / 365 \text{ 日} = 216 \text{ t / 日}$$

ここで、

計画年間日平均処理量 :  $62,549 \text{ t / 年} \div 365 \text{ 日} = 171.4 \text{ t / 日}$

実稼働率 :  $290 \text{ 日} \div 365 \text{ 日}$

## (3) 災害廃棄物処理量を見込んだ施設規模

環境省通知「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について」では、交付金適用の条件として前項で算出した施設規模に対し 10% を上限にした災害廃棄物処理量を見込むことができるものとされています。

本計画における施設規模の算定においては、最大で 10% の災害廃棄物処理量を見込むものとします。

$$\text{災害廃棄物処理量を見込んだ施設規模} = 216 \text{ t / 日} \times 110\% = 238 \text{ t / 日}$$